

令和5年4月28日

九州地方整備局長

### 歩行者利便増進道路の指定について

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年4月29日から、30日間一般の縦覧に供する。

#### 記

1. 歩行者利便増進道路の指定日  
令和5年4月28日
2. 道路の種類及び路線名  
一般国道34号
3. 歩行者利便増進道路として指定する区間（別紙参照）  
長崎県長崎市桜町六番二から同市万才町五番六
4. 図面縦覧場所  
長崎河川国道事務所

# 位置図



# 平面図(歩行者利便増進道路に指定する区間)



歩行者利便増進道路 指定区間  
(一般国道34号)  
L=749.3m

長崎市桜町6-2

長崎市万才町5-6

縮尺 1 : 4000

